

## 船舶事故調査報告書

令和2年7月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	令和元年8月7日 16時34分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊泊漁港南西方沖 峰崎四等三角点から真方位184° 1,240m付近 （概位 北緯31° 15.8′ 東経130° 13.0′）
事故の概要	交通船Skipjack IIは、南南西進中、遊泳者に接触し、遊泳者が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 Skipjack II、0.9トン KG3-45009（漁船登録番号）、個人所有 6.82m (Lr) × 1.80m × 0.84m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成7年5月11日 第242-20150号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年5月12日 免許証交付日 平成31年4月23日 （令和7年3月2日まで有効） 遊泳者A 男性 26歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約6.8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.1～0.2m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約119cm（坊泊）、水温 約29℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、南さつま市のあじろ浜に降ろした遊泳客を迎えに行く目的で、令和元年8月7日16時30分ごろ同市坊泊漁港の係留場所を出航し、同漁港の沖防波堤を通過した後、機関を回転数毎分（rpm）約4,000とし、約23ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行した。 船長は、中央部にある操縦スタンドの後方に立って操船に当たり、

	<p>南さつま市<sup>すずいし</sup>硯石鼻北西方沖であじろ浜の東側にある岩場を船首目標として南南西進し、坊泊漁港の南西方沖で左舷船首方20～30m付近の海面上に頭を出した遊泳者（以下「遊泳者B」という。）を認め、機関を約2,700～2,800rpmとし、約7～8knに減速したところ、16時34分ごろ船底から衝撃音を聞いた。</p> <p>船長は、本船で航行中に幾度か流木と接触したことがあり、その時と同程度の衝撃音だったので、流木と接触したと思い、後方を見ながら航行を続けていたところ、叫び声が聞こえ、後方約20mの海面に遊泳者Aを認め、遊泳者Aと接触したことを知った。</p> <p>本船は、船長が、反転して救助に向かい、船尾側の<sup>はしご</sup>梯子を降ろして遊泳者Aと共に遊泳者Bを船内に引き揚げ、遊泳者Aが腰部を負傷していたので、携帯電話で救急車を要請し、坊泊漁港に帰港した。</p> <p>船長は、遊泳者Aが救急車に乗った後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>遊泳者Aは、遊泳者Bと共に別の交通船に乗って13時30分ごろにあじろ浜に到着した後、あじろ浜沖で魚を鑑賞する目的でシュノーケリングを開始した。</p> <p>遊泳者Aは、一旦、あじろ浜に戻って遊泳者Bと共に休憩した後、16時00分過ぎごろからシュノーケリングを再開した。</p> <p>遊泳者Aは、あじろ浜に近い浅瀬では多くの遊泳者がいたので同浜の北北東方沖に移動し、シュノーケリングを行っていたところ、機関音が聞こえるのでどこかに船がいるだろうと思ったが、気にせずにシュノーケリングを続けた。</p> <p>遊泳者Aは、潜水して魚の鑑賞を行って海面に浮上しようとしているところ、正面に船底とその後方に突起物が見えたので、海底の方へ潜って避けようとしたものの、左側の腰部に衝撃を感じ、本船の進行方向に引っ張られてから離れ、海面に浮上した。</p> <p>遊泳者Aは、近くに認めた遊泳者Bに向かって大声で叫んだところ、遊泳者Bが泳いで来て、しばらくして本船が反転して戻り、自力で本船の船尾にある梯子を登って乗船した。</p> <p>遊泳者Aは、坊泊漁港に到着した後、救急車及びドクターヘリにより病院に搬送され、骨盤骨折、左腸骨骨折、左第10及び第11<sup>ろっ</sup>肋骨骨折、外傷性後腹膜血腫、左腰部擦過創、第1～第5腰椎横突起骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本船の船外機、写真3 あじろ浜、写真4 事故発生場所(空中写真) 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.8m（船外機の下端までの高さ）であった。</p> <p>本船は、夏季中、あじろ浜で遊泳する客の送迎を行っており、休日</p>

	<p>に約50～60回、平日に約10回往復していた。</p> <p>船長は、夏季中に2～3回程度本事故発生場所付近で遊泳者を見掛けるので、見つけた遊泳者には本船航行海域で遊泳しないように注意していた。</p> <p>船長は、あじろ浜に移送する客が多い日には、あじろ浜にスタッフ1人を配置し、本船をあじろ浜に着ける際、近くの遊泳者に近寄らないように注意したり、客が乗下船するときには客の補助を行うようスタッフに指導したりしていた。</p> <p>船長は、約11年間あじろ浜への送迎を行っており、本事故の発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>船長は、本事故当時、遊泳者Aの存在に気付かなかった。</p> <p>遊泳者Aは、平成29年及び平成30年の7～8月頃それぞれ5回程度あじろ浜沖で魚の鑑賞を行い、令和元年では本事故当時が2回目であったが、今まで本事故発生場所付近で遊泳中に交通船から遊泳しないよう注意されたことがなかった。</p> <p>遊泳者Aは、交通船が近づく際、同船を着ける場所付近で遊泳しないよう注意する声を聞いたことがあったが、本事故当日、スタッフの声を聞いていなかった。</p> <p>遊泳者Aは、本事故当時、緑色の海水パンツ、黒色の足ヒレ、白色のシュノーケル及びゴーグルをそれぞれ着用し、本事故発生場所付近の水深が約4～5mであり、約1時間に5回程度の割合で潜水し、1回潜水すると10秒間程度で約2～3m潜っていた。</p> <p>遊泳者Aは、以前は遊泳中に機関音が聞こえると船が存在する場所を確認していたが、船が遠い場所に存在しても機関音が聞こえることを知ってからは船の存在を確認しないことが多くなり、本事故当時、機関音が聞こえても船の存在を確認していなかった。</p> <p>遊泳者Bは、本事故当時、機関音が聞こえるので船が近くにいると思い、シュノーケリングをやめて顔を海から上げたところ、付近で本船が通過し、遊泳者Aの叫び声を聞いた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、坊泊漁港南西方沖を南南西進中、左舷船首方の遊泳者Bを認めて減速したものの、船首方でシュノーケリング中に潜水している遊泳者Aに気付かずに航行したことから、遊泳者Aと接触し、遊泳者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近で遊泳者を見掛けることが少なかったこと、減速するまで約23knで航行していたこと、遊泳者Aがシュノーケリング中であったことから、遊泳者Aを発見することができな</p>

	ったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、坊泊漁港南西方沖を南南西進中、左舷船首方の遊泳者Bを認めて減速したものの、船首方でシュノーケリング中に潜水している遊泳者Aに気付かずに航行したため、遊泳者Aと接触し、遊泳者Aが負傷したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、魚の鑑賞などの遊泳者がいる海域を航行する場合、遊泳者の存在を意識して十分に減速し、周囲に遊泳者がいないか確認すること。また、航行中に遊泳者を発見した場合、一旦は停船し、周囲に遊泳者がいないことを確認した上で航行を再開すること。</li> <li>・ 遊泳者は、潜水する前又は浮上する前に船舶の存在を確認すること。</li> <li>・ 交通船の航行海域と遊泳者の海域は区分けすることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

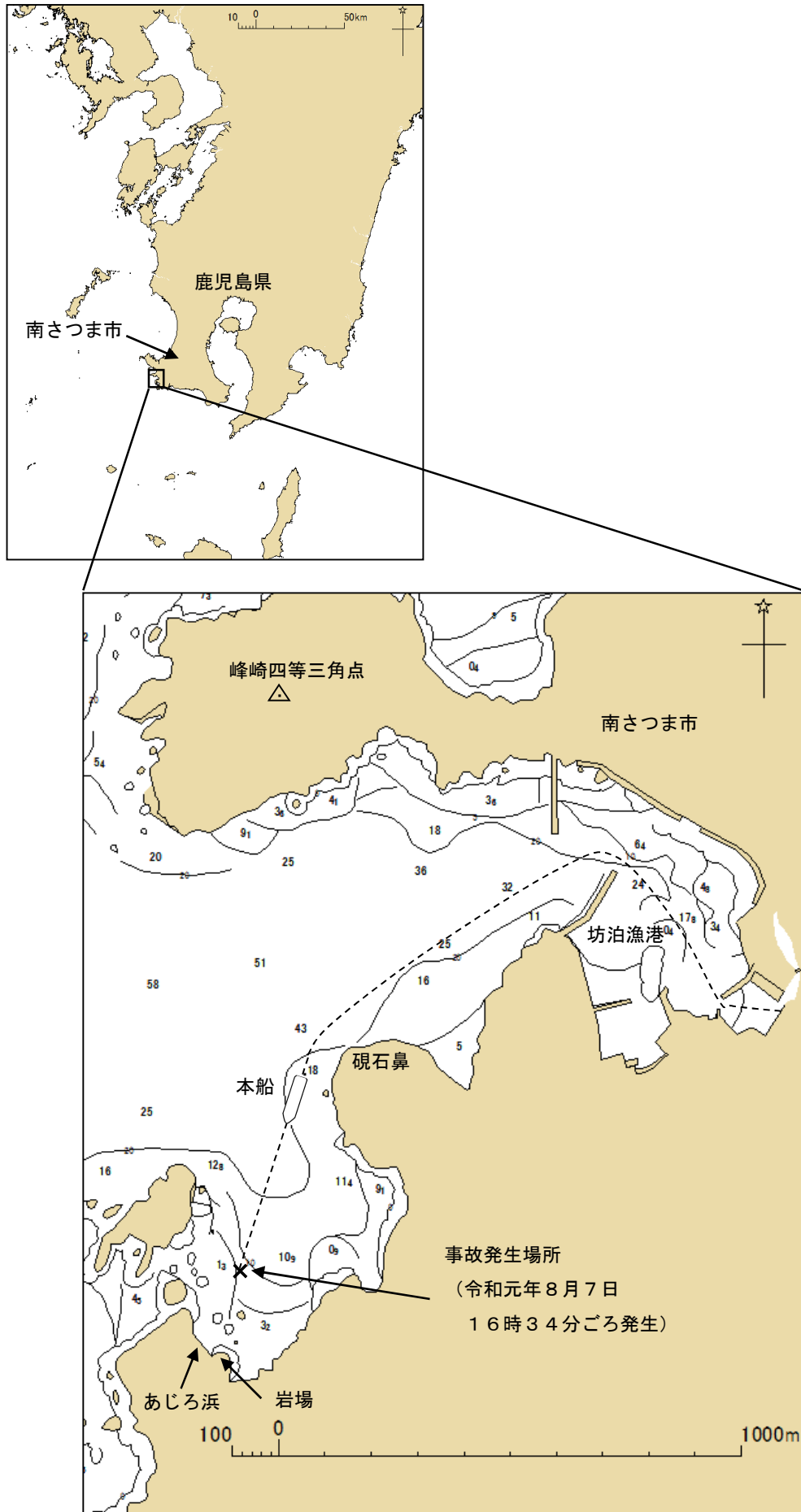


写真1 本船



写真2 本船の船外機



写真3 あじろ浜



写真4 事故発生場所（空中写真）

